

第4号

令和7年度香川県流域下水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	3市5町
(2) 年間総処理水量	10,812,734 m ³
(3) 1日平均処理水量	29,624 m ³
(4) 建設改良事業	1,481,800 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		2,312,518 千円
第1項 営業収益		1,175,673 千円
第2項 営業外収益		1,136,845 千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		2,298,480 千円
第1項 営業費用		2,257,535 千円
第2項 営業外費用		40,945 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額216,434千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,481,692 千円
第1項 企業債	358,200 千円
第2項 国庫補助金	735,500 千円
第3項 建設負担金	374,572 千円
第4項 他会計補助金	13,420 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,698,126 千円
第1項 建設改良費	1,481,800 千円
第2項 固定資産購入費	905 千円
第3項 企業債償還金	215,421 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処理業務委託事業 (大東川処理区)	令和8年度	千円 170,000
下水汚泥処理業務委託事業 (金倉川処理区)	令和8年度	103,000
幹線管渠維持修繕工事 (大東川処理区)	令和8年度	2,000

幹線管渠維持修繕工事 (金倉川処理区)	令和8年度	2,000
浄化センター改築工事 (最終沈殿池設備) (大東川処理区)	令和8年度	381,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県流域下水道 事業建設改良費	千円 358,200	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の 全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入 することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内と し、その他は、融資機関の融資条件による。 ただし、県財政その他の都合により繰り上げ 償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

49,342 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,778千円である。